

開発研究所機関誌『開発論集』規約

第1条（発行主体）

開発研究所機関誌『開発論集』（以下、論集）は、開発研究所の名において発行される。

第2条（発行責任）

論集の編集責任は運営委員会が負う。

第3条（発行回数）

論集は、原則として年2回発行する。

第4条（特別号・単行本等の発行）

研究員会議の承認を得て、論集の特別号もしくは単行本、文献資料を発行することができる。

第5条（掲載資格者）

第1項 論集の掲載資格者は、単著については次の通りとする。

- (1) 協議会で承認された研究員
- (2) 特別研究員
- (3) 嘱託研究員
- (4) 客員研究員
- (5) その他、運営委員会の承認を得て掲載を認めた者。

第2項 共著の掲載については、前項の(1)(2)に該当する者が少なくとも共著者の一人であることを要件とする。

第6条（掲載内容・言語）

第1項 論集の掲載内容は、次のものとする。

- (1) 論説
- (2) 研究ノート
- (3) 資料
- (4) 翻訳
- (5) 講演会
- (6) その他

第2項 論集の言語は、原則として日本語もしくは英語とする。

第7条（著作権）

第1項 論集に掲載された論説などの著作権（著作財産権、Copyright）は、開発研究所に帰属する。

第2項 ただし、論集に掲載された論説などの執筆者が、この論説などを基にした著作・論文集を刊行する場合、開発研究所は無条件でこれを認める。この場合、執筆者は開発

研究所に対して許可を求める必要はないものとする。

附 則

- 1 この規約は、2003（平成 15）年 7 月 1 日より施行する。

附 則

- 1 この規約は、2005（平成 17）年 6 月 1 日より施行する。

〈付属資料〉開発研究所機関誌『開発論集』規約に関する了解事項

I. 第 7 条（著作権）に関すること。（2003 年 5 月 29 日）

1. 規約「附則」にかかわらず、規約第 7 条については『開発論集』第 71 号から適用する。
2. 『開発論集』第 70 号以前の号については、その号の執筆者全員の同意が得られたときに、規約第 7 条を適用するものとする。
3. この了解事項を確認した開発研究所研究員会議に出席し、この了解事項に賛成した研究員は、規約第 7 条を第 70 号以前の号に適用することに同意したものとみなす。

II. 原稿は、400 字詰め原稿用紙 180 枚程度を上限とする。（2010 年 6 月 1 日）